

社会福祉法人**宏量福祉会**

母子生活支援施設

野菊荘要覧

〒615-0092 京都市右京区山ノ内宮脇町9-2

TEL 075 (803) 0828

FAX 075 (801) 9735

<http://www.nogiku.gr.jp/>

E-MAIL nogiku@nogiku.gr.jp

令和4年4月1日 現在

宏量福祉社会要覧

沿革	昭和17年 3月	平安寮 落成開寮（恩賜財団軍人援護会） 授産施設 保育室併設
	同日	社会事業法届出
	終戦後	同胞援護会経営
	昭和25年10月	京都府に移管 名称を平安母子寮、平安保育所と改める
	昭和34年 7月	財団法人京都民生会に委譲 山ノ内母子寮、山ノ内保育所と名称変更
	昭和34年 7月	山ノ内診療所併設
	昭和44年 3月	山ノ内学童保育所を開設
	昭和55年 1月	社会福祉法人宏量福祉会設立認可 社会福祉法人の認可
		山ノ内母子寮の経営を宏量福祉会に移管
	昭和56年 3月	山ノ内母子寮（野菊荘）全面改築 （緊急一時保護3室を設ける）
	昭和59年10月	山ノ内児童館の運営受託（京都市指定管理） （山ノ内学童保育所を山ノ内児童館に変更）
	平成10年 4月	改正児童福祉法の施行 施設名称を野菊荘と改める
	平成12年11月	児童虐待の防止等に関する法律の施行 野菊荘内外装リフレッシュ工事
	平成13年10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行
	平成17年 4月	一時保護事業シェルターみやこ開設
	平成23年 3月	ひだまり・ホット・みやこの開設（京都市委託） （京都市子育て支援活動いきいきセンターつどいの広場）
	平成23年 4月	常磐野児童館の運営受託（指定管理） 京都市 DV 相談支援センターの運営受託
	平成23年10月	京都市 DV 相談支援センター開所
	平成26年 4月	外部監査制度導入
	平成26年 6月	野菊荘耐震補強及び大規模改修工事
	平成27年 5月	地域支援事業・ひとり親家庭サポートセンターこもれび開始 （ワライバ・タノシメシ・中高生学習会・食材提供）
	平成28年 4月	こもれび拡大（小学生学習会・高学年学童保育開始）
	平成29年 1月	野菊荘 Wi-Fi 設置
	令和 3年 8月	ステップハウスみやこ開設

法人の使命 この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に、提供されるように援助する事を目的として、その達成に邁進する。

- 基本方針**
- ・人権侵害や権利侵害の無い社会づくりを目指します。
 - ・すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切に作る社会づくりを目指します。
 - ・出産・子育て・就労の希望がかなう社会づくりを目指します。
 - ・仕事と家庭の両立支援で、充実した生活が出来る社会づくりを目指します。

- 事業内容**
- ・宏量福祉会設置、運営（厚生労働省認可）
 - ・野菊荘（母子生活支援施設）
 - 京都市配偶者暴力相談支援センター（京都市委託事業）
 - シェルターみやこ（民間シェルター）ステップハウスみやこ
 - ひとり親家庭サポートセンターこもれび（法人独自事業）
 - ・山ノ内児童館（児童館事業・学童クラブ事業） 京都市指定管理事業
 - ・常磐野児童館（児童館事業・学童クラブ事業） 京都市指定管理事業
 - ・ひだまり・ホット・みやこ（つどいの広場事業）京都市委託事業

野 菊 荘 要 覧

所在地	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2
敷地	1, 273㎡ (通路、遊び場など共同使用地あり)
建物	鉄筋コンクリート4階建
	1階床面積 492.314㎡ 2階床面積 465.314㎡
	3階床面積 465.314㎡ 4階床面積 465.314㎡
	延床面積 1888.722㎡
賃貸物件	シェルターさくら (一時保護) 約 20㎡
	シェルターつばき (一時保護) 約 20㎡
	シェルターつつじ (一時保護) 約 27㎡
設備	◎母子室 31室
	Aタイプ 6室 (3DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 45㎡
	Bタイプ 9室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 32㎡
	Cタイプ 10室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 30㎡
	Dタイプ 6室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 28㎡
	◎事務所 ◎応接室 ◎ロビー ◎医務室
	◎相談. 談話室 ◎宿直室 ◎保育室 ◎学習室
	◎調理室 ◎学童室 (2室) ◎倉庫
定員	30世帯 (ほかに緊急一時保護4世帯)
目的	児童福祉法第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
入所	児童福祉法第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。
機能	母と子が共に生活しながらそれぞれに必要な支援を受けることができる唯一の児童福祉施設であり、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支援します。 戦中・戦後は戦災によって遺棄された母子を保護する戦後処理的援護施設として機能を果たしてきました。近年は、DVや児童虐待、母親が障害や心身に疾患を抱えるなどの理由で支援を必要とする母子家庭が増えています。母子生活支援施設は親子が安心し、安定して生活ができる環境を保障し、入所する際に抱えていた問題を解決するとともに、経済の安定・生活の安定・養育の安定を目指して支援を行っています。また、職員は、利用者とともに自立支援計画を作成し、母親に対する自立支援・子どもに対する自立支援・家庭に対する自立支援を行います。
緊急一時保護	緊急一時保護は子どもはぐくみ室及び配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、犯罪被害者支援センターからの依頼を受け実施しています。施設への直接相談については施設長が受け入れを決め、子どもはぐくみ室又は配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。

役 職 員	理事長	芹 澤 出	理 事	清 水 教 恵
	理 事	矢 野 武 也	理 事	芹 澤 千 恵 美
	理 事	横 内 美 佐 子	理 事	野 崎 智 子
	理 事	谷 章 子	監 事	長 谷 川 佐 喜 男
	理 事	伊 藤 正 博	監 事	西 村 彰

職 員	施 設 長	1 名	事 務 員	1 名
	統 括 主 任	1 名	こもれびコンシェルジュ	2 名
	母 子 支 援 員	6 名	児 童 支 援 員	6 名
	心 理 専 門 員	(1) 名	嘱 託 医	(1) 名
	管 理 宿 直 員	(2) 名	作 業 員	(1) 名
* () 内は非常勤職員				

倫理綱領 私たちは、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。そのために私たちは、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。

1. 基本理念：私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します。
2. パートナーシップ：私たちは、母と子の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。
3. 自立支援：私たちは、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。
4. 人権侵害防止：私たちは、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。
5. 運営・資質の向上：野菊荘は、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。
6. アフターケア：私たちは、母と子の退所後も、地域での生活の営みを見守り、関わりをもち、生活を支えることをめざします。
7. 地域協働：私たちは、関係機関や団体とネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭とともに歩み、住みよい地域社会づくりを進めることをめざします。

基本理念

- ・子どもと母親を一人の人として尊重し、安全で安心できる母子の生活を支えます。
- ・子どもと母親の権利を擁護します。
- ・子どもと母親のニーズに対応する支援を提供します。

基本方針

- ・職員・母親・子どもによる暴力を否定します。暴力をなくすよう努力します。
- ・子どもと母親のニーズや課題に対して、子どもと母親を主体とした支援を提供します。
- ・子どもと母親の気持ちに寄り添う支援を提供します。
- ・子どもと母親一人ひとりの自立のあり方をともに考え、その実現を目指して支援します。
- ・子どもが自由に考え、発言できる権利を大切にします。
- ・子どもと母親の一人ひとりの意見を大切にします。
- ・家族の生活を重視した支援をします。
- ・社会や地域社会に貢献します。

- 支援方法
- ・子どもと母親の話を、コミュニケーションスキルを用いて丁寧に聞き、ともに考えます。
 - ・暴力を用いないコミュニケーションの重要性や方法を、子どもと母親に伝える支援をします。
 - ・コミュニケーションに関する専門的なスキルや様々なツールを用いて支援します。
 - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いて、子どもと母親が納得のいく自己決定ができるように支援します。
 - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いてアセスメントをし、自立に向けた支援計画を立て、それに沿った支援をします。
 - ・職員は実践を常に振り返り、さらにSVや研修を通して支援の質を高めます。
 - ・社会や地域社会にある様々な課題解決に貢献します。

- 支援内容
1. 相談・支援
野菊荘では、母子の自立を支援するためにさまざまな支援を行っています。入所者の皆さんが受けられる支援と個別相談により受けられる支援があります。
 2. 母親への支援
 - ① 家事、金銭面に対する生活支援
 - ② 育児支援
 - ③ 就労支援（各種職業相談所等の紹介や同行、資格取得のための支援）
 - ④ 子ども相談室（心理専門家によるカウンセリング）
 - ⑤ 離婚への相談支援
 - ⑥ 借金等の問題への相談支援
 - ⑦ 母子関係の調整
 - ⑧ 乳幼児保育（補完保育、病後児保育、リフレッシュ保育）
 - ⑨ 地域との交流
 - ⑩ 保健衛生
 - ⑪ レクリエーション（遠足・海水浴・キャンプ・その他）
 - ⑫ 防災訓練
 - ⑬ 退所世帯へのアフターケア
 - ⑭ 機関誌（あゆみ月1回、野菊会便り年2回、文集）の発行
 3. 児童への支援
学童保育を行い、お母さんが安心して就労できるようにしています。スポーツ活動・学習・おやつ・遊びなど、個別・集団を通し、子どもの成長を支援します。
 - ① 学習支援
 - ② 個別学習支援（ボランティア学生による学習会）
 - ③ 個別支援（ピアノ、卓球などそれぞれに合わせた取り組み）
 - ④ おやつ提供（申込み制）
 - ⑤ 子ども自治会の組織運営（集団登校の実施など）
 - ⑥ 退所児童へのアフターケア
 4. 地域のひとり親家庭への支援（ひとり親家庭サポートセンターこもれび）
 - ① コンシェルジュとの相談
 - ② ワライバ
 - ③ タノシメシ
 - ④ 中高生学習会
 - ⑤ 小学生学習会・高学年学童保育
 - ⑥ 食材提供
 5. 実習生・ボランティア活動の受け入れとその調整

施設利用者状況

令和4年4月1日現在

世帯構成

- (1) 在籍世帯数 入所 29世帯 (定員30世帯)
緊急一時保護 4世帯 (6名)

- (2) 人員数 入所 64名 (1世帯平均2.2人)

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
世帯数	0	23	6	0	0	0	29
%	0	79.3	20.7	0	0	0	100

- (3) 世帯主平均年齢 39.4才 (最低21才 最高52才)

年齢	人員数	年齢	人員数
16才～20才	0	41才～45才	5
21才～25才	3	46才～50才	4
26才～30才	6	51才～55才	3
31才～35才	3	56才～60才	0
36才～40才	7	61才～65才	0
		合計	29

- (4) 児童年齢と就学状況

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
男	2	1	4	1	1	0	4	1	0	2	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	20
女	1	0	1	2	1	0	0	1	0	1	1	4	1	0	2	0	0	0	0	0	15
計	3	1	5	3	2	0	4	2	0	3	1	4	2	1	2	1	1	0	0	0	35

区分	児童数	%
乳幼児	14	40
小学生	低学年	40
	中学年	
	高学年	
中学生	5	20
高校生	2	
その他	0	

(5) 心身の状況

◎子どもの状況 (35名中)

要支援児童	23名
(被虐待・不登校・ひきこもり・発達障害など)	
身体障害者手帳交付児	1名
療育手帳交付児	5名
精神障害者保健福祉手帳交付児	0名

◎母親の状況 (29名中)

身体障害者手帳交付者	0名
療育手帳交付者	5名
精神障害者保健福祉手帳交付者	11名
精神科通院者	12名

(6) 母子世帯になった理由 (子どもが複数の場合は末子の実父との離別理由)

	理 由	世帯数	合 計
生 別	未 婚 の 母	19	29世帯 100%
	協 議 離 婚	4	
	離 婚 調 停 (含審判)	5	
	遺 棄 他	1	
死 別	病 気	0	0世帯
	交 通 事 故 他	0	0%

生別の理由

理由	人数	%
生計破綻	1	3.4
夫の暴力(虐待)	15	51.7
女性問題	0	0.0
性格の相違	2	6.9
遺棄不明	1	3.4
特定妊婦	7	24.1
その他	3	10.3
合計	29	100

(7) 職 業

職 種	工 員	清掃員	調理師 (補助)	福祉的 就労	接 客	販売員	専門職 (介護)	事務員	内 職	教 師	計
正社員	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
パート	0	0	1	2	4	0	1	1	0	0	9

就 職 者	11名	37.9%
求 職 者 (含 通院中)	16名	55.2%
職業訓練校	1名	3.4%

(8) 就労収入

平均 28,857円

区分	基本給	人員数
1	1.0万円未満	1
2	1.0万円以上～2.0万未満	1
3	2.0万円以上～3.0万未満	2
4	3.0万円以上～4.0万未満	1
5	4.0万円以上～5.0万未満	0
6	5.0万円以上～6.0万未満	0
7	6.0万円以上～7.0万未満	0
8	7.0万円以上～8.0万未満	0
9	8.0万円以上～9.0万未満	2
10	9.0万円以上～10.0万未満	0
11	10.0万円以上～11.0万未満	0
12	11.0万円以上～12.0万未満	0
13	12.0万円以上～13.0万未満	1
14	13.0万円以上～14.0万未満	0
15	14.0万円以上～15.0万未満	0
16	15.0万円以上～16.0万未満	1
17	16.0万円以上～17.0万未満	1
18	17.0万円以上～	1
計		11

(9) その他の経済状況

生活保護世帯（含申請中）	21世帯	72.4%
経済的自立世帯	8世帯	27.6%
養育費	0世帯	0.0%
児童扶養手当	24世帯	82.8%
特別児童扶養手当	1世帯	3.4%
児童手当	28世帯	93.6%
障害児福祉手当	1世帯	3.4%
障害基礎年金	2世帯	6.9%
遺族年金	0世帯	0.0%
社会保険	1世帯	3.4%
国民健康保険	7世帯	24.1%
共済組合健康保険	0世帯	0.0%

(10) 在住期間

期間	半年未満	半年以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
世帯数	5	4	5	2	1	0	3	1	2
%	17.2	13.8	17.2	6.9	3.4	0.0	10.3	3.4	6.9

期間	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	計
世帯数	2	1	0	1	0	2	0	0	29
%	6.9	3.4	0.0	3.4	0.0	6.9	0.0	0.0	100

(11) 主な入所理由 (内縁関係の男性との理由も含む) 【5年間の統計】

年度	夫等の暴力	児童虐待	家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済的理由	合計
H29	2	1	1	0	0	0	0	4
H30	1	0	1	0	0	1	2	5
R1	3	0	1	0	0	2	1	7
R2	5	0	3	0	0	1	0	9
R3	3	3	3	0	0	2	0	11
計	14	4	9	0	0	6	3	36
%	38.9	11.1	25	0.0	0.0	16.7	8.3	100

(12) 入所時理由別退所世帯の在所期間

入所時理由	在所期間								
	6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	計
夫等の暴力	0	0	1	0	0	0	2	2	5
児童虐待	0	1	0	0	0	0	0	1	2
入所前の家庭環境の不適切	1	1	1	0	0	0	0	0	3
母親の心身の不安定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職業上の理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅事情	0	0	0	0	0	0	1	0	1
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	2	2	0	0	0	3	3	11

(13) 退所先 【5年間の統計】

年度/理由	公営住宅	結婚(復縁)	借家	実家	その他	計
H29	2	0	1	1	0	4
H30	1	1	2	0	1	5
R1	1	0	4	0	2	7
R2	2	1	5	1	1	10
R3	2	1	6	0	2	11
計	8	3	18	2	6	37
%	21.6	8.1	48.6	5.4	16.2	100

(14) 職員の勤務 (年間変形労働時間制・フレックスタイム)

職種	区分	形 態	勤 務 時 間
母子支援員 児童支援員	早 出	①	7:15～11:00
		②	8:15～17:00
	中 出	①	10:15～19:00
		②	13:00～19:00
		③	15:00～19:00
	遅 出	①	12:15～21:00
②		10:15～22:00	
作業員	日 勤	8:00～16:45	
こもれば コンシェルジュ	日 勤	9:15～18:00	

支援員	宿 直	22:00～ 7:15
管理宿直	宿 直	19:00～9:00
非常勤	日 直	9:15～19:00

*宿直・日直二人体制

(15) 職員の主要業務

施設長 施設長は、自らの役割を明らかにすると共に、専門性に裏打ちされた信念を大切にリーダーシップを発揮し、次の任務に当たる。①遵守すべき法令を周知し遵守するための取組。②支援の質の向上に向けた取組。③経営や業務の効率化と改善に向けた取組。

母子支援員 母子支援員は、母子の安心安定した生活と心身の健康のために支援を行い、①入所時の課題（DV、離婚、借金問題、その他）解決。②経済的安定（就労、各種手当等の申請、計画的家計運用）。③生活の安定（健康管理、食生活、衛生管理）。④子育ての安定（保育・養育・教育）の自立のためにその生活を支援する。⑤この他に関係機関との連携を図るとともに、退所者に対するアフターケアを行う。

児童支援員 児童支援員は、就学児童の生活・学習、子ども会、余暇等を集団的、個別的に支援する。子ども行事の立案・実施、DVや児童虐待など肉体的・精神的ダメージを受けている児童や、不登校・引きこもりなど問題を抱える児童に対する個別ケア等、子どもの自立のための支援を行う。更にボランティア活動の受け入れや、退所児童のアフターケア、関係機関との連絡強化を図る。

事務員 事務員は、会計、経理事務及び庶務を担当する職員であり、あわせて母子支援員や児童支援員の業務を補佐する。

(16) 令和3年度子育て・生活相談内容

相談件数109件

相談内容

1) 母子の生活	46件	5) 夫等の暴力	48件
2) 離婚問題	1件	6) ギャンブル、貯金	0件
3) 不登校	0件	7) 拘置	0件
4) 女性問題	0件	8) その他	14件
合 計		109件	

支援内容

1) 他府県施設を紹介	0件		
2) 市内施設を紹介	2件		
3) 婦人相談所を紹介	1件		
4) 保護受入	20件		
(措置入所 8件)			
(緊急入所後措置 2件)			
(緊急一時保護 10件)			
5) 福祉事務所を紹介	13件		
6) 相談、アドバイスのみでおわる	51件		
7) 入所辞退(問題解決)	22件		
合 計		109件	

出身地(前住所)

1) 京都市内	69件		
2) 京都府	7件		
3) 他府県	26件		
(大阪8 愛知3 兵庫3 奈良5 滋賀1 岐阜2 広島3 熊本1)			
4) 不明	7件		
合 計		109件	

シェルターみやこ・ステップハウスみやこ

沿 革 昭和56年3月の山ノ内母子寮（野菊荘）全面改築の際、定員以外に緊急一時保護室3室を設け、一時保護事業を開始した。昭和57年にはNHKテレビで「現代の駆け込み寺」として紹介され、全国からDVやサラ金被害者が保護を求めて殺到した。このような状況から京都市は支援の必要性を感じ、昭和58年に京都市緊急一時保護事業を独自事業として創設した。これは全国に先駆けて画期的な取り組みであった。平成13年4月DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）が施行され、全国で民間シェルターや母子生活支援施設の一時保護が急増した。平成17年4月、京都市には安定して運営されている民間シェルターが無かったため、京都市男女共同参画推進課が民間シェルター運営費補助制度を創設し、施設外に民間アパート2室を借用し、「シェルターみやこ」を開設した。平成23年度より実施された、第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」に「京都市DV基本計画」を盛り込み、平成23年10月3日に京都市DV相談支援センターを開所し、野菊荘が運営を受託した。それに伴い、緊急一時保護のニーズも増加すると考えられ、平成23年度より緊急一時保護室を1室増室し、京都市DV相談支援センターと連携し、DV相談と自立支援、DV被害者の危険からの保護がスムーズに行える事を目的に運営している。また京都市では、「京都市犯罪被害者等支援条例」が平成23年3月18日に公布し、平成23年4月1日に施行された。本事業で「京都市犯罪被害者等支援条例」に規定する犯罪被害者等の受け入れ契約を行い、犯罪被害者の保護を行う事ができるようになった。令和2年度には京都市配偶者暴力被害者等支援補助金シェルター支援事業がスタートし運営補助金が支給されるようになった。

前年度利用実績

令和3年度の一時保護実績は、京都府家庭支援総合センターからの一時保護委託が0日、京都市からの一時保護委託が776日、京都市DV相談支援センターからの一時保護委託が37日、犯罪被害者等支援条例による利用が0日、個人契約での利用が91日、児童相談所からの一時保護委託が24日の合計928日（延べ日数）となった。

令和3年度みやこ実績報告

実施主体	件数	日数	子の人数	延べ日数
京都府	0	0	0	0
京都市	13	534	12	776
京都市 DV 相談支援センター	6	19	6	37
犯罪被害者	0	0	0	0
児童相談所	6	12	6	24
個人利用	2	53	2	91
合計	27	618	26	928

重点報告事項 2021年度は、内閣府のDV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援事業（パイロット事業）を、京都市配偶者暴力被害者等支援補助金シェルター支援事業として申請し、約1000万円の補助を受けることが出来た。昨年度からの継続事業に加え、新規事業としてステップハウスを3室開設し、単身のDV被害女性（外国籍も含む）2世帯が利用し、延べ人数270日であった。

課題と今後 シェルターみやこは平成27年春に開設10周年を迎えたが、シェルターみやことして利用していたアパートの取り壊しが決まり、シェルターは存続の危機に見舞われた。幸いにも近隣のアパートを借りることができたが、民間アパートを借り上げてのシェルター運営には多くの課題がある。シェルターの特質上、頻繁に利用者が入れ替わること、また、これまでも警察や救急車を呼ぶことがあったため、家主の理解を得ることは大変重要である。今後シェルターの長期安定的な運営と柔軟な対応を目指す上では、自前の建物での運営が望まれるところである。

ひとり親家庭サポートセンター こもれび

沿 革

平成27年5月から、施設内の子へ実施していた中高生の学習会について、地域の子へも提供を始め、中高生の居場所としてのワライバ、食事会としてのタノシメシも取り組みも行い、地域の子も分け隔てなく、利用できる取り組みを増やしてきた。また同年夏ごろより、支援団体から届く食品提供について地域の家庭へも利用を案内し、保護者も含め、地域の家庭への支援を始めた。

平成28年4月に、地域におられる支援の行き届きにくいひとり親家庭、様々な困難を抱える子どもたちとゆるやかで柔軟な支援を通してつながり、その生活をサポートすることができるよう、ひとり親家庭サポートセンターこもれびを開設し、地域のひとり親家庭の相談を専任の相談員が行う窓口を整えた。食品提供、学習会、小学生への学童保育、中学生への居場所づくり等の支援を柔軟に活用した総合的包括的支援とし、子どもが0歳から成人するまでの子育て家庭へ切れ目なく支援を提供することを目指している。

平成28年4月当初、11世帯であった登録世帯数は、当施設HPの情報や同じひとり親世帯の口コミ、関係機関からの案内で、令和3年4月には、73世帯の登録数となった。

支 援 内 容

・コンシェルジュとの相談

専任のコンシェルジュを置き、ひとり親家庭の保護者、子どもからその家庭の状況を聞き、様々な課題や悩みごとを解消できるよう、またよりよい暮らしになるよう相談、支援を行っている。

ひとり親家庭では、相談したくても就労等で時間に余裕がなく、解決を先送りになってしまうことも多く、時間にとらわれず相談したり情報を受け取ったりできるよう、夜間帯の相談体制を整えたり、メールでの相談も行い、機会を確保している。

退所者にとっても、引き続き相談や支援の窓口があることで、退所後の生活を安心感をもって、ゆるやかに進めていくことができる。

家庭ごとに、様々な問題や悩みがあるが、深刻化する前に、主体的に解消できるよう、取り組みの利用等を通して関係を構築し、適切なサービスや支援、環境とつなげていくことを大切にしている。

・食への支援

ひとり親家庭への経済的な支援と食品ロスの軽減のため、複数の支援団体より定期的にパンや青果などの食品の提供を受け、ひとり親家庭の方々に利用していただいている。

またいただいた食品を活用し、タノシメシや、ひとり親家庭を対象にした食事会を行っている。

中高生への取り組み

・学習支援

毎週水曜の19:00~20:30、各自の希望や目標に向けて学習内容を相談し、ボランティアの学生の協力も得て、少人数ずつ、または個別に学習に取り組む機会を提供している。

ひとり親家庭において、厳しい経済状況から塾の費用の捻出は難しく、日々、子どもの学習に目を向ける時間もない現状がある。低学歴で就職が困難になるとますます貧困の連鎖は断えず、子どもが将来の目標や希望をもちにくくなるおそれがある。学生ボランティアの協力を得て、大学生を身近に感じながら学習する場を提供し、学力の向上と、希望する進路に向けて、自己決定できるようサポートすることを目指している。

野菊荘入所児・退所児・地域の中高生が対象であるが、家庭の状況に合わせ、年齢や対象を検討し、可能な限り参加できるよう柔軟に提供している。

- ・ワライバ

週に4回、16時～19時に、中高生を対象に、お菓子を食べたりゲームなどをし、家にいるようなリラックスした空間で、中高生らしい過ごし方ができる場を作っている。同年齢の子たちとのコミュニケーションを大切にし、直接話すことがなくても、同じ空間で過ごし良好な関係を保つこと、情報交換できる場となるようにしている。

- ・タノシメシ

月に一度土曜日に、職員手作りの温かい夕食を、対象の中高生と学生ボランティアと一緒に食べる機会としている。学生ボランティアとも食事を通して楽しく交流でき、孤食を防いだり、年齢の近い学生ボランティアとの関わりをもつことで、目標となる先輩を身近に感じられる機会となるようにと考えている。

小学生への取り組み

- ・学習支援（小学生3～6年生対象）

各自のペースに合わせて、学習や宿題ができるよう、学生ボランティアと協力し、わからないところを聞くこと、学習の習慣をつけ、達成する気持ちを感じられるよう取り組んでいる。小学校低学年の基礎学力を安定させ、高学年、中学校へとつなげていくことを目的に、学生ボランティアとも、子どもの学習状況について必要に応じて相談している。

- ・学童保育（小学生4～6年生対象）

毎日の学童保育の中で、子どもたちが生活習慣を身につけ、いろいろな取り組みに参加し楽しく経験できるように、土曜日や長期休みには活動や外出の企画、季節ごとの行事なども実施している。過ごし方や取り組みには、職員の細やかなサポートが必要な子どももいるが、集団で過ごすことや、人との関わりから自分らしいコミュニケーションを獲得できることを目的にしている。

- ・おかわり食堂（小学1年生～6年生）

地域に住む、小学生を対象とした食堂を毎月第3土曜日の昼に実施し、子ども達の孤食を防ぎ、地域のおとな、こどもとの良い関係や交流の場を提供する。

- ・不登校児へのサポート

学校に行かない子どもや、外出もせず自宅に引きこもっている子どもの状況は、保護者にとっても心配でつらい状況であり、保護者の話を十分に聞き、子どもへどのように関わり支援していくことが良いか一緒に考えること、直接子に関わり支援できる関係にむけて寄り添い、必要に応じて適切な機関へつなげている。

- ・ほっこり、おかえり喫茶

毎週火曜金曜15時半より、喫茶を開き、希望者にコーヒーを販売し、保護者が職員と温かい雰囲気の中一息つき、リラックスして過ごせる場、他のひとり親家庭との交流や情報交換ができる場を提供している。

- ・乳幼児、妊婦へのサポート

産前・産後は体調や気持ちのバランスが安定しない時期であるが、母親自身がそのことを理解し、生活に工夫できるようになると負担や不安の軽減につながり、生活がしやすくなるため、適切な知識が得られ、無理せず生活できるよう、利用できる施策や、具体的な支援について丁寧に相談を行っている。

また産後の子育てについて、母が主体的に行動し、子育てにやりがいをもち、楽しさや子どもの成長を喜べるよう、母を主役とした子育てを、一緒に目指すサポート役として寄り添う支援が大切である。必要に応じて、子の発達や母の健康について、病院や助産師などの専門機関、子どもはぐくみ室などとの協力や連携を行い、母子ともに健康に生活できるよう支援している。

- ・茶道教室、生け花教室

茶道、生け花、それぞれ月に2回、講師にきていただき、教室を開いている。保護者が、自身のリフレッシュや、自己表現の場として、安心して参加してもらえるよう、必要に応じて教室の間の乳幼児の保育なども行っている。

重点報告事項

- ・ 2021年度は、京都市男女共同参画推進課のステップ事業を展開したことにより、10月より1名コンシェルジュを増員し、相談、支援が充実した。
- ・ 山ノ内小学校区の小学生を対象にした、「おかわり食堂（子ども食堂）」を、同法人山ノ内児童館との協働で2021年10月より開始した。参加児童が想定以上となり、今後、孤食を防ぐ目的やサポートの必要な家庭の子の把握、関係構築等を目指すため、実施形態や案内方法等、検討していく必要がある。
- ・ 2021年4月より、ショートステイ受け入れを開始したことで、希望される相談が増え、利用増にもつながっている。困難ケースの相談も多く、受け入れについての整備が必要。

年度	登録世帯	電話相談	面接	メール	他機関より情報提供	他支援	地域との連絡・会議等	食品提供			学習支援			居場所づくり			ショートステイ 延べ人数	ショートステイ 延べ日数	トワイライトステイ 延べ人数	おかわり食堂 延べ人数 10～3月
								提供回数	施設内利用 延べ世帯	地域利用 延べ世帯	実施回数	中高生延べ人数	小・高学年延べ人数	実施回数	ワライバ延べ人数	タノシメシ月1回延べ人数				
2016	24	87	26	/	33	8	16	125	1445	464	48	233	164	190	665	97	4	14	5	/
2017	36	266	103	/	42	25	12	111	1345	539	46	186	175	186	582	88	1	2	9	/
2018	48	237	93	38	53	23	9	102	1301	593	48	154	252	186	370	83	2	4	23	/
2019	55	266	70	59	37	15	7	119	1368	340	48	246	224	184	441	83	6	35	3	/
2020	73	370	126	79	62	34	4	150	2068	845	49	213	197	105	530	105	8	55	4	/
2021	86	383	186	10	99	29	8	240	2593	1908	48	317	215	186	684	164	16	5	0	391